

○ 保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人を定める件（平成十七年金融庁告示第五十号）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 日本銀行</p> <p>六 銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件（平成二十六年金融庁告示第 号）第五条各号に掲げる外国政府等</p> <p>七 （略）</p>	<p>保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p>